

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医療用麻薬、
医薬品である覚醒剤原料及び向精神薬の取扱いについて

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う被災地の処方箋医薬品の取扱いについては、令和2年7月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び医療機器審査管理課事務連絡「令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」により取り扱われているところですが、医療用麻薬、医薬品である覚醒剤原料及び向精神薬の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地においてこれらを必要とする者への供給に支障のないよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡は、麻薬小売業者による医療用麻薬の提供等に関する見解を示したものです。

記

1. 医療用麻薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第27条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することができます。

2. 医薬品である覚醒剤原料を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、覚醒剤原料取扱者である薬局等は、当該患者の症状等について医師へ連絡し、当該患者に対する医薬品である覚醒剤原料の施用の指示が確認できる場合において、必要な医薬品である覚醒剤原料を施用のため交付することができます。

3. 向精神薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示（例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等）が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することができます。

4. 交付した医療用麻薬等の記録について

1 から 3 までの場合において、譲り渡した医療用麻薬等の品名、数量及び譲渡先（譲り受けた患者の氏名や、その者が特定可能な個人情報等）について記録し、連絡を取った医師等に報告してください。

以上